

山口県感染症予防計画

平成31年1月

山 口 県

目 次

前文	1
第一 感染症の予防の推進の基本的な方向と役割	
1 事前対応型行政の構築	2
2 県民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策	2
3 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	2
4 予防接種	2
5 人権の尊重	2
6 県の果たすべき役割	3
7 県民の果たすべき役割	3
8 医師等の果たすべき役割	3
9 獣医師等の果たすべき役割	3
第二 感染症の発生予防のための施策に関する事項	
1 基本的な考え方	5
2 感染症発生動向調査体制の整備	5
3 情報の公表	6
4 結核に係る定期の健康診断	6
5 食品保健対策及び環境衛生対策との連携	6
6 予防接種の推進	7
7 施設内感染対策	7
8 災害発生時の防疫措置	7
9 関係機関及び関係団体との役割分担及び連携	8
第三 感染症のまん延防止のための施策に関する事 14項	
1 基本的な考え方	10
2 防疫措置の実施	10
3 積極的疫学調査のための体制の構築	11
4 食品保健対策及び環境衛生対策との連携	12
5 新感染症の発生時の対応	12
第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	
1 基本的な考え方	13
2 第一種感染症指定医療機関の指定	13
3 第一種感染症指定医療機関の指定	13
4 感染症の患者の移送	14
5 その他の感染症に係る医療提供体制	14
6 医薬品の備蓄又は確保	15

第五	緊急時における感染症の発生予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項	
1	緊急時における感染症の発生予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	16
2	県内における連絡体制等の整備	16
3	他の都道府県との連絡体制	17
4	国との連携体制	17
5	緊急時における情報提供	17
第六	感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項	
1	基本的な考え方	18
2	関係機関の役割分担と連携	18
第七	感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	
1	基本的な考え方	19
2	感染症の病原体等の検査の推進	19
3	総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築	19
4	関係機関及び関係団体との連携	19
第八	感染症の予防に関する人材の養成に関する事項	
1	基本的な考え方	20
2	人材の養成	20
第九	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに患者等の人権の尊重に関する事項	
1	基本的な考え方	21
2	啓発及び知識の普及並びに人権の尊重	21

山口県感染症予防計画

山 口 県
平成31年 1月

近年、感染症を取り巻く状況は、公衆衛生水準の向上、医学・医療技術の進展、国際交流の活発化等により著しく変化するとともに、エボラ出血熱、エイズ、腸管出血性大腸菌O157、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等の新興感染症や、結核、マラリア等の再興感染症のほか、薬剤耐性（AMR）感染症など、感染症の発生状況も大きく変わってきています。

また、感染症関係の諸施策の実施に当たっては、これまで以上に、患者等の人権の尊重や透明で公正な行政手続等が求められています。

さらに、天然痘をはじめとする生物テロの危険性や、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ等新興感染症の発生により、広範囲な関係機関の連携による緊急かつ広域的な対応が必要となってきました。

そのため、健康危機管理の観点からの迅速かつ的確な対応と人権尊重等の要請の両立を基本とする感染症対策に転換し、感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症及び病原体等に関する調査及び研究の推進、病原体等の検査体制の確立、人材養成、啓発や知識の普及などとともに、国及び他の地方公共団体との連携と役割分担を明確にし、感染症対策を総合的に推進する必要があります。

このような状況の変化や平成29年3月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第9条に基づく、国が定める感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号。以下「基本指針」という。）が改正されたことを踏まえ、このたび、平成22年10月に改正した山口県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）を、市町、県医師会、県獣医師会、山口県感染症健康危機管理対策協議会などの意見を聴取し、改正することとしました。

なお、今後も予防計画は、感染症の発生状況や基本指針の改正などに的確に対応していく必要があることから、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することとします。

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向と役割

1 事前対応型行政の構築

感染症対策は、感染症に関する情報の収集、分析並びに県民及び医師等医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、基本指針、予防計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組みます。

2 県民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたため、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の県民への積極的な公表を進めつつ、県民個人個人における予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進していきます。

3 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症の発生は、周囲へまん延する可能性があり、県民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められます。

そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制を確立するとともに、疫学的視点を重視しつつ、県庁内の関係各課はもちろんのこと、その他の関係者が適切に連携して迅速かつ的確に対応できる体制を整備するとともに、基本指針及び予防計画に基づき、また健康危機管理の段階に応じた行動計画等の策定及びその周知を通じ、健康危機管理体制の構築を進めます。

4 予防接種

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものです。

そのため、県、市町及び関係機関は、ワクチンの有効性及び安全性の評価に関する情報を十分に収集し、正しい知識の普及を進め、県民の理解を得つつ、積極的に予防接種を推進していきます。

5 人権の尊重

感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、一人ひとりが安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には、早期に社会に復帰できるような環境の整備に努めていきます。

また、感染症に関する個人情報の保護には十分留意するとともに、感染症に対す

る差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努めていきます。

6 県の果たすべき役割

県は、施策の実施に当たり、地域の特性に配慮しつつ、国や市町（保健所設置市を含む。）をはじめ他の地方公共団体と相互に連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤の整備を担います。この場合、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに、感染症の患者等の人権を尊重していきます。

また、県及び下関市においては、健康福祉センター及び下関市立下関保健所（以下、「健康福祉センター等」という。）を地域における感染症対策の中核的機関として、環境保健センターについては、県における感染症の技術的かつ専門的な機関として明確に位置付けるとともに、それぞれの役割が十分に果たされるよう、これらの機能強化をはじめとした対応を推進していきます。

さらに、県及び下関市においては、複数の都道府県にわたる、広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、当該都道府県等や国と相互に協力しながら積極的に対策を行うとともに、このような事態に備えるため、中国・九州各県等との間で定期的に連絡会議を開催し、各種の情報交換や協力体制の徹底に努めていきます。

7 県民の果たすべき役割

県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努める必要があります。

また、感染症の患者等について、偏見や差別をもって患者等の人権を損なわないよう努める必要があります。

8 医師等の果たすべき役割

医師その他の医療関係者は、7に定める県民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で県の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努める必要があります。

また、病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努める必要があります。

9 獣医師等の果たすべき役割

獣医師その他の獣医療関係者は、7に定める県民の果たすべき役割に加え、獣医

療関係者の立場で県の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努める必要があります。

また、動物等取扱業者は、7に定める県民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があります。

第二 感染症の発生予防のための施策に関する事項

1 基本的な考え方

- (1) 感染症の発生予防のための対策においては、第一の1に定める事前対応型の行政として取り組みます。
- (2) 感染症の発生予防のために日常行われる施策は、感染症発生動向調査を中心に進めるとともに、平時における食品保健対策、環境衛生対策等について、関係機関及び関係団体等との横断的、重層的な連携を図っていきます。
- (3) 感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症対策の中で、予防接種は感受性対策の重要な柱であり、ワクチンの有効性及び安全性の確立しているものについては、県民の理解を得つつ、積極的に予防接種を推進していきます。

2 感染症発生動向調査体制の整備

- (1) 感染症発生動向調査を実施することは、感染症の予防のための施策の推進に当たり最も基本的な事項であることから、特に現場の医師に対して、その重要性についての理解を求め、県医師会等の協力を得ながら適切に進めていきます。
- (2) 一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、法に基づき健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要があります。また、四類感染症については、病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、法第12条に規定する届出については、適切に行われることが求められます。そのため、県医師会等を通じて現場の医師に健康福祉センター等への届出の義務について周知を図ります。
- (3) 法第14条第1項に規定する指定については、県内の感染症の発生状況及び動向の正確な把握ができるように、指定届出機関（以下、「定点」という。）の種類を、インフルエンザ定点、小児科定点、眼科定点、性感染症定点及び基幹病院定点とし、人口等の社会的条件や地域の実情等を考慮の上、その指定数を定めます。
また、定点のうち、病原体検査に関するものを病原体定点とし、感染症の流行状況等を考慮の上、その指定数を定めます。
なお、定点及び法第14条の2第1項に規定する指定提出機関の指定にあたっては、定量的な感染症の種類ごとの罹患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるように、県医師会等の十分な理解と協力を得ながら行っていきます。
- (4) 法第13条の規定による届出を受けた場合は、当該届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、速やかに積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講ずることが重要であることから、健康福祉センター等と

環境保健センターが相互に連携して対応していきます。

- (5) 二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症については、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、法第14条に規定する指定届出機関から健康福祉センター等への届出が適切に行われる体制を整備します。
- (6) 感染症情報の収集等については、医療機関と健康福祉センター等との間はFAX等各種の情報機器を用いて行い、健康福祉センター等と県感染症情報センター（山口県環境保健センターに設置）との間、県感染症情報センターと国の感染症情報センター（国立感染症研究所に設置）との間は、コンピュータ・オンラインシステムにより行います。

また、冬季においては、市町教育委員会等の協力を得ながら、小中学校等集団施設におけるインフルエンザ様疾患の発生状況の把握に努めていきます。

- (7) 感染症情報の分析については、山口県感染症発生動向調査解析評価小委員会を随時開催して行うとともに、その結果については医療機関や教育機関等関係者へ迅速に還元していきます。

なお、感染症の流行の兆しや原因不明疾患の発生等の理由により、定点から県に対して病原体検索の依頼があった場合には、山口県感染症発生動向調査解析評価小委員会において、その必要性や調査の範囲等を検討することとします。

- (8) 国が実施する風しんや麻しん等の感染症流行予測調査事業に対しては、積極的に協力し、その結果を、県内における長期的な視野に立った調査疾病の流行の予測や予防接種の改善等に役立てていきます。
- (9) 新型インフルエンザウイルスが出現した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるためには、新型インフルエンザウイルスの出現を迅速かつ的確に把握することが不可欠です。このため、新型インフルエンザウイルスについての監視体制を整備、充実させるとともに、情報収集体制を強化していきます。

3 情報の公表

感染症の発生予防及びまん延を防止する一環として、法に定める感染症の中で、県が収集した情報を必要に応じて、報道機関等の協力を得て公表し、感染症の正しい知識の普及啓発や危機管理意識の高揚等を図っていきます。

なお、情報の公表に当たっては、プライバシーの保護等患者の人権の尊重には十分配慮して行います。

4 結核に係る定期の健康診断

高齢者、結核発症の危険性が高いとされる幾つかの特定の集団、発症すると二次感染を起こしやすい職業等の定期の健康診断の実施が有効かつ合理的であると認められる者については、市町の意見を踏まえ、重点的な健康診断を実施していきます。

5 食品保健対策及び環境衛生対策との連携

- (1) 飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防に当たって、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導については、他の食中毒対策と併せて食品保健部門が主体となり、二次感染によるまん延防止等の情報の公表や指導については、感染症対策部門が主体となって取り組みます。
- (2) 水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生予防対策を講ずるに当たって、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等(以下「感染症媒介昆虫等」という。)の駆除並びに防鼠及び防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報の提供、カラス等の死亡鳥類の調査、関係業種への指導等については、感染症対策部門、環境衛生部門及び関係部局との連携により取り組みます。

また、平時における感染症媒介昆虫等の駆除は、地域によって実情が異なることから、各市町が各々の判断で適切に実施することとします。

6 予防接種の推進

- (1) 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき適切に予防接種が行われるよう、実施体制の整備等を推進していきます。
また、県医師会等と連携して「予防接種時の間違い」の発生防止に努めます。
- (2) 市町は、地域の医師会等との十分な連携の下に、個別接種の推進や対象者が接種をより安心して受けられるような環境の整備について、地域の実情を勘案しつつ推進し、接種率の向上を図っていきます。
なお、万一、健康被害が発生した場合には、迅速に被害者の救済に当たることとします。
- (3) 感染症のまん延防止のため、緊急的に予防接種の必要がある時には、予防接種法第6条に基づく臨時の予防接種を適切に実施していきます。

7 施設内感染対策

- (1) 病院、診療所、老人福祉施設等の開設者及び管理者は、施設において感染症が発生し又はまん延しないよう、必要な措置を講ずるとともに、平時から施設内の患者及び職員の健康管理を進めることにより、感染症が早期に発見されるように努める必要があります。
- (2) 特に、医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めるとともに、実際に取ったこれらの措置等に関する情報を、県や他の施設に提供することにより、対策の共有化を図ることが望まれます。
- (3) 県は、医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に対して、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報や研究の成果の提供に努めていきます。

8 災害発生時の防疫措置

- (1) 災害発生時の感染症の発生予防及びまん延防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件の下に行われるものであるため、迅速かつ的確に所用の措置を講じていきます。
- (2) 県は、市町等と連携して的確な情報収集等に努め、必要に応じて、市町に対して消毒等の措置を指示するとともに、山口県地域防災計画に基づき、健康福祉センター等を拠点として、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施していきます。

9 関係機関及び関係団体との役割分担及び連携

- (1) 県は、感染症に係る専門家等からなる山口県感染症健康危機管理対策協議会を設置し、当該協議会の意見を聞きながら、科学的な知見に基づいて、感染症の発生予防及びまん延防止のための施策を推進していきます。
- (2) 県及び市町は、感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくため、感染症対策部門、食品保健部門、環境衛生部門が適切に連携を図るとともに、さらに、学校、企業等の関係機関及び医師会等の関係団体とも十分に連携を図るよう努めていきます。
- (3) 特に学校、社会福祉施設等の集団施設等への対策は、感染症予防対策の一環として、県においては、環境生活部生活衛生課、教育庁学校安全・体育課、健康福祉部厚政課、同健康増進課等の関係各課が、平時から連携した全庁的な取組を推進していきます。
- (4) 県は、平時から、県内の感染症の発生動向に関する情報を、県医師会等へ提供することにより、医療機関との円滑な連携が図れるよう努めていきます。
- (5) 県は、獣医師会等と連携を図り、獣医師等に対して、法第13条に規定する届出の義務について周知するとともに、動物由来の感染症に関する県民への情報提供や動物の病原体保有状況調査等に必要な体制の構築を進めていきます。
- (6) 県は、生物テロや中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ等新興感染症の発生に関しては、危機管理の観点から関係部局が関係団体と迅速な取組を行っていきます。
- (7) 県は、海外渡航者等からの感染症の県内への侵入を防止するため、平時から管轄検疫所と情報交換を積極的に行い、適切な連携が図られるよう努めていきます。
- (8) 健康福祉センター等は、地域における感染症対策の中核的機関として、平時から一般住民に対する啓発活動や健康相談、検査を実施することにより、感染症の患者の発生予防に努めていきます。
また、県医師会等の関係団体や管内の医療機関等との連携を図り、感染症情報の把握や患者の発生予防に努めていきます。
- (9) 環境保健センターは、健康福祉センター等から依頼されてくる行政検査等を実施するとともに、感染症流行予測調査や感染症発生動向調査に伴う定点等からの病原体検査についても、感染症の流行状況等を的確に把握できるよう実施していきます。

また、感染症発生動向調査における情報の収集、解析及び病原体検索について、環境保健センターを中核とした体制の構築を推進していきます。

(10) 下関市立下関保健所又は試験検査課を設置する健康福祉センターは、環境保健センターと、平時から感染症情報や病原体検査を通じて有機的な連携を保つとともに、感染症の集団発生時等には、両施設が連携・協力し、迅速かつ適切に対応していきます。

(11) 県立総合医療センターは、県内における感染症の医療に係る中核的機関として、一類感染症、二類感染症等の入院治療を行い、感染症の発生予防及びまん延防止に努めていきます。

また、第二種感染症指定医療機関は、地域における感染症の医療に係る中核的機関として、二類感染症等の入院治療を行い、感染症の発生予防及びまん延防止に努めていきます。

第三 感染症のまん延防止のための施策に関する事項

1 基本的な考え方

- (1) 感染症のまん延防止のための対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、迅速かつ的確に対応することが重要であり、また、県民一人ひとりの予防及び良質かつ適切な医療を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図っていくことを基本とします。
- (2) 感染症のまん延防止のためには、患者等を含めた県民、医療機関等の理解と協力に基づいて、県民自ら予防に努め、健康を守る努力を行うことが重要であることから、県民への積極的な感染症発生動向調査等による情報の公表や啓発等の施策の推進に努めていきます。
- (3) 法第4章に規定する対人措置及び法第5章に規定する対物措置（以下、「防疫措置」という。）の実施に当たっては、まず、患者やその家族等関係者に対して、当該防疫措置の必要性について十分説明し理解を求めるとともに、必要最小限のものとし、また、プライバシーの保護等患者の人権の尊重に対し十分な配慮に努めていきます。
- (4) 防疫措置の実施に当たっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用していきます。

2 防疫措置の実施

- (1) 検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者としします。
- (2) 健康診断等の勧告に当たっては、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とします。

勧告に基づく健康診断は、対象者の意向を尊重した上で、健康福祉センター等で実施します。

また、法に基づく健康診断の勧告等以外にも、必要に応じて、県が情報の公表を的確に行うことにより、県民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨します。
- (3) 就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇や一時的に就業制限の対象外の業務に従事すること等により対応することが基本ですが、その趣旨の徹底を図るため、医師からの届出があった一類、二類及び三類感染症の患者又は無症状病原体保有者等に対して、健康福祉センター等は必ず関係書面の通知をもって行うこととします。

就業制限の解除については、医療機関からの病原体保有検査成績書又は健康福

社センター等が無料で実施する病原体保有検査結果に基づいて行い、当該者又はその保護者等に対して、その旨を書面で通知します。

- (4) 入院の勧告を行う際には、健康福祉センター等の職員から患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関すること、法第20条第6項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め、十分な説明を行います。

入院後も、法第24条の2に基づく処遇についての苦情の申出や、必要に応じての十分な説明及びカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう医師その他の医療関係者に対して要請します。

なお、医師からの患者等の届出に基づき、健康福祉センター等が疫学調査を行った時点で、患者の当該感染症の症状消失が確認できた場合には、医師からの届出内容に係わらず、入院の勧告は行わないこととします。

おって、入院の勧告又は措置は、患者の発生場所（患者が自宅、入院先等現にいる場所をいう。）を管轄する健康福祉センター等が行うこととします。

- (5) 健康福祉センター等は、入院の勧告等に係る患者が入院している第二種感染症指定医療機関等から法第22条第2項の規定による病態報告書の提出があり、入院の必要性がなくなると判断されるときには、直ちに法第19条又は第20条に基づく入院の措置を解除することとします。

また、入院の勧告等に係る患者等から、法第22条第3項に基づく退院請求の申請があった場合には、勧告を実施した健康福祉センター等において受理するとともに、病原体の保有状況又は当該感染症の症状消失の有無の確認を速やかに行い、確認結果から当該感染症のまん延の可能性がないと判断されるときは、直ちに法第19条又は第20条に基づく入院の措置を解除することとします。

- (6) 感染症のまん延防止の観点から感染症に関する専門的な判断を行うとともに、患者等の医療及び人権に配慮するために、県及び下関市は、感染症診査協議会設置条例に基づき、健康福祉センター等で感染症診査協議会を開催します。

なお、感染症診査協議会に関し必要な事項は、条例等で定めます。

- (7) 県及び市町は、消毒、感染症媒介昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立ち入り制限又は封鎖、交通制限及び遮断等の措置を講ずるに当たっては、可能な限り関係者の理解を得ながら実施するように努めるとともに、これらの措置は、個人の人権を尊重しつつ、必要最小限のものとしします。

消毒の実施については、原則として当該者又はその保護者等に対して、自主消毒を勧告することとしますが、当該者又はその保護者等が現に消毒薬を所持していない場合には、健康福祉センター等が消毒薬を必要に応じて無償で提供します。

なお、自主消毒が困難な場合や公共施設等広範囲に渡って消毒を実施する必要性が生じた場合には、当該市町又は県がその措置を行い、当該者又はその保護者等に対して、その旨を書面で通知することとします。

3 積極的疫学調査のための体制の構築

- (1) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症のうち麻し

ん・風しん又は新型インフルエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合、五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合、国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他必要と認める場合について、健康福祉センター等において、その発生状況、動向及び原因等を明らかにするため、法第15条に規定する積極的疫学調査を実施していきます。

- (2) 積極的疫学調査の実施に際して、広域的な調査が必要となった場合には、関係する健康福祉センター等の間で連携して進めるとともに、必要に応じて食品保健部門、環境衛生部門及び環境保健センターとの連携の下に調査を実施していきます。

また、平時から地元医師会、市町及び教育委員会等との連携体制の確保に努めていきます。

4 食品保健対策及び環境衛生対策との連携

- (1) 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、感染症対策部門が、患者等の診断、臨床像その他必要な情報の収集や医療機関との連絡調整等に当たり、食品保健部門が、環境保健センターとの連携を図りながら、一次的な原因究明等に当たることとします。
- (2) 病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、一次感染を防止するため、感染症対策部門は対人措置や対物措置を行い、食品保健部門は原因となる病原体に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行うこととします。
また、二次感染の拡大防止については、感染症対策部門が主体的に行うこととします。
- (3) 病原体の検索や感染拡大の防止に当たって、飲用水等の生活用水の検査や感染症媒介昆虫等の対策については、環境衛生部門が感染症対策部門と連携し、行うこととします。

5 新感染症の発生時の対応

- (1) 新感染症は、感染力や罹患した場合の重篤性が極めて強い一類感染症と同様の危険性を有する一方、病原体が不明であるという特徴を有するものです。
- (2) 県は、新感染症のまん延を防止するため、国から技術的指導及び助言を求めるとともに、対人・対物措置の指示や、万一、県内において新感染症が発生した場合には、専門家チームの派遣を求めています。

第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

1 基本的な考え方

- (1) 近年の医学・医療の著しい進展により、多くの感染症について治療が可能となった現在においては、感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱し、かつ、消失させることにより、周囲への感染症のまん延を防止することを施策の基本とします。
- (2) 感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延の防止を担保しながら、一般の医療の延長線上で行われるべきものであるとの認識の下、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関においては、一般患者と同様の療養環境を整備することはもとより、通信の自由の確保や患者の心理状態への配慮に努めて、良質かつ適切な医療を提供することとします。

また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うこととします。

2 第一種感染症指定医療機関の指定

一類感染症の患者の入院を担当する医療機関として、県立総合医療センターを第一種感染症指定医療機関として指定し、病床数は2床とします。

3 第二種感染症指定医療機関の指定

- (1) 二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として、山口県保健医療計画に定める二次医療圏ごとに、原則として1カ所、第二種感染症指定医療機関を指定することを基本としますが、本県における過去の感染症患者の発生状況等を勘案して、次のとおりとします。

○第二種感染症指定医療機関及び病床数

第二種感染症指定医療機関	指定病床数	担当する二次医療圏
地域医療機能推進機構徳山中央病院	12床	岩国、柳井、周南
県立総合医療センター	12床	山口・防府、宇部・小野田
下関市立市民病院	6床	下関
厚生連長門総合病院	8床	長門、萩

○結核病床を有する第二種感染症指定医療機関及び病床数

結核病床を有する第二種感染症指定医療機関	指定病床数
国立病院機構山口宇部医療センター	30床
地域医療機能推進機構下関医療センター	30床

注：平成31年1月1日現在、実際に稼働している病床は、国立病院機構山口宇部医療センターの30床である。

4 感染症の患者の移送

- (1) 一類感染症等の患者を適切に移送するため、県立総合医療センターにトランジット・アイソレーターを装備した移送車を配備し、平日の勤務時間内においては、必要に応じて県立総合医療センターの職員が患者発生場所まで移送車を運搬します。
- (2) 感染症の患者の移送については、地域における感染症対策の中核的機関である健康福祉センター等が、感染症のまん延防止対策の一環として患者や家族等に対する人権の尊重に十分配慮しつつ、迅速かつ適切に実施していきます。
- (3) 患者の病態等により健康福祉センター等による移送が難しい特殊な場合には、健康福祉部健康増進課と協議の上、適切な移送手段を確保していきます。
また、新感染症が疑われる患者の移送の場合には、国の指導を得て、適切な移送に努めていきます。
- (4) 消防機関等が移送した傷病者が法第12条第1項第1号等に規定する患者であると医療機関が判断した場合には、移送に携わった職員の健康管理や移送車の消毒のため、医療機関から消防機関等に対して、当該感染症等に関し適切に情報提供することが重要であると同時に、当該情報提供が適切に行われたか否かを、患者の発生届出を受けた健康福祉センター等が確認します。

5 その他の感染症に係る医療提供体制

- (1) 一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者であっても、最初に診察を受ける医療機関は、一般の医療機関であることが多く、さらに三類感染症、四類感染症又は五類感染症については、原則として一般の医療機関において医療が提供されることから、一般の医療機関においても、国及び県等から公表された感染症に関する情報について積極的に把握し、同時に医療機関内において感染症のまん延防止のために必要な措置を講ずることが求められます。
このため、健康福祉センター等においては、医師会等の医療関係団体と緊密な連携を図ることが重要であり、情報の提供に努めていきます。
- (2) 一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザの汎流行時に、感染症指定医療機関のみでは医療の確保が困難な場合や患者が重篤な場合等においては、法第19条第1項ただし書の規定により、知事が適当と認める一般の医療機関に緊急避難的に入院させることがあるため、健康福祉センター等では、医師会等医療関係団体及び医療機関と調整を図り、そのために必要な対応についてあらかじめ定めることとします。
- (3) 県境の市町においては、日常の生活経済圏域が県境を越えて営まれているので、二類感染症患者等の治療についても、早期に適切な医療を提供する観点から、必要に応じて隣県が指定した感染症指定医療機関に入院させることが出来るものとしてします。
- (4) 一類感染症、二類感染症等で、国内に患者が常在しないものについて、県内で患者が発生するおそれが高まる場合や新型インフルエンザ発生時には、県は当該感染症の外来診療を担当する医療機関を医師会等医療関係団体などと協議しな

がら外来協力医療機関として選定し、また、健康福祉センター等は外来協力医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど、初期診療体制を確立し、医療提供体制に混乱が生じないように努めていきます。

6 医薬品等の備蓄又は確保

新型インフルエンザ等の感染症の汎流期に備え、その予防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品等の備蓄又は確保に努めていきます。

第五 緊急時における感染症の発生予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

1 緊急時における感染症の発生予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

- (1) 県は、一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療体制や移送の方法等についての計画を定めることとします。
- (2) 県は、感染症の患者の発生又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認める時には、感染症の患者の症状や数、その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置に対する必要な協力を求め、迅速かつ適切な対策を講じることとします。
- (3) 県は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認める時には、国に対して必要な技術的指導及び助言を求め、迅速かつ適切な対策を講じることとします。
- (4) 住民の生命及び身体を保護するために緊急の必要がある場合で、国から、感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣やその他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力の要請があった場合においては、県は、迅速かつ的確な対応がとられるよう国に協力します。
- (5) 県は、新感染症の患者の発生や生物テロが想定される場合など、県に十分な知見が集積されていない状況で対策が必要とされる場合には、国に対して関係職員や専門家の派遣等の支援を求めていきます。

2 県内における連絡体制等の整備

- (1) 土日、祝祭日、夜間等における緊急の連絡体制の確保を図るため、健康福祉部健康増進課、環境保健センター、健康福祉センター等及び関係機関の緊急連絡先をあらかじめ定め、関係者に配布する等、緊急時の連絡体制の整備に努めていきます。
- (2) 県及び市町は緊密な連絡体制を構築し、感染症の発生状況、緊急度等を勘案して必要に応じて相互に応援職員、専門家が派遣できるよう支援体制の整備を図るよう努める必要があります。
また、健康福祉センター等は、管内市町に対して、医師等からの届出に基づいて必要な情報を提供するとともに、平時から管内市町との連絡体制の整備に努めていきます。
なお、消防機関に対して、感染症に関する情報等を適切に連絡していきます。
- (3) 特定の地域に感染症が集団発生した場合、又はその発生が強く疑われる場合には、必要に応じて、県庁（下関市内で発生した場合には下関市）に防疫対策本

部を、関係する健康福祉センター等に現地対策本部を設置し、市町や医師会等の関係団体と連携を図るとともに、山口県感染症健康危機管理対策協議会の意見を聞きながら、感染症及び関連分野の専門家の協力を得て、入院施設の確保等必要の対策を実施していきます。

3 他の都道府県との連絡体制

- (1) 他の都道府県において発生が確認された感染症について、本県における発生予防及びまん延防止の措置が必要と判断される場合には、迅速な情報収集に努めるとともに、当該都道府県や国、関係機関との連携の下に、必要の対策を実施していきます。
- (2) 本県において発生が確認された感染症について、他の都道府県における発生及びまん延が危惧される場合には、当該都道府県、国及び関係機関等に対して迅速な情報提供に努めるとともに、必要に応じて、関係都道府県で構成する感染症対策連絡会議の設置等を含めて連絡体制の強化を図ります。
- (3) 感染症の発生予防及びまん延防止に係る広域的な連携を円滑に推進するため、中国・九州各県等関係者の間で、定期的な連絡会議の開催や電子媒体を活用したネットワークの構築などにより、平時から各種の情報交換の強化に努めていきます。

4 国との連携体制

- (1) 法第12条第2項に規定する国への報告を確実に行うとともに、新感染症の疑いのある患者が発生した場合及びその他感染症への対応について緊急と認める場合にあっては、直ちに国に報告し、国及び関係機関からの技術的指導、助言及び協力を得ながら対応していきます。
- (2) 検疫法に基づき、入国の際、健康状態に異常をきたし検査等を受けた場合等で、通報書による情報提供等があった場合は、検疫所と連携を密にし、本人又は同行者等の追跡調査及びその他の必要と認める措置を行い、地域でのまん延防止を図っていきます。

5 緊急時における情報提供

緊急時において、県は県民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など県民が感染予防等の対策を講じる上で有益な情報を、パニック防止という観点も考慮しつつ、可能な限り提供します。この場合には、情報提供媒体を複数設定し、理解しやすい内容で情報提供を行っていきます。

第六 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項

1 基本的な考え方

感染症及び病原体等に関する調査及び研究については、その地域に特徴的な感染症の発生動向やその対策等の地域の環境や当該感染症の特性等に応じた取組が重要であり、地域における感染症対策の中核的機関である健康福祉センター等及び県における感染症の技術的かつ専門的な機関である環境保健センターが、健康福祉部、環境生活部と連携を図りながら、計画的に取り組むこととします。

2 関係機関の役割分担と連携

- (1) 健康福祉センター等においては、感染症対策に必要な疫学的調査及び研究を環境保健センターとの連携の下に進め、地域における総合的な感染症情報の発信拠点としての役割を果たしていくこととします。
- (2) 環境保健センターにおいては、健康福祉部、環境生活部等の関係部局及び健康福祉センター等との連携の下に、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査及び感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表の業務を通じて、感染症対策の重要な役割を果たしていくこととします。

また、他の地方衛生研究所や国立感染症研究所等の国の研究機関との十分な連携の下に、調査研究の推進を図ります。

第七 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

1 基本的考え方

感染症対策において、病原体等の検査実施体制及び検査能力を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染の拡大防止の観点から極めて重要であることから、健康福祉センター等と環境保健センターにおける役割分担を明確にした病原体等の検査体制の充実を図ります。

二類～五類感染症の患者の検体等の検査を行う環境保健センターは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第7条の3及び第8条の規定に基づき検査実施体制等を整備し、管理します。

2 感染症の病原体等の検査の推進

- (1) 環境保健センターは、一類感染症の病原体等の検査については、その検査能力に応じて国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ確に実施していきます。二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の病原体等の検査については、人体から検出される病原体及び水、環境又は動物に由来する病原体の検出が可能となるよう、法に定める精度管理、研修及び検査機器の保守管理を行います。

県は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、必要な対応についてあらかじめ近隣県との協力体制の構築を進めていきます。

- (2) 環境保健センターは、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、健康福祉センター等や地域の検査機関の資質向上と精度管理に向けて、積極的な情報収集及び技術指導を行っていきます。

3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

感染症の病原体等に関する情報の収集、分析及び公表は、患者に関する情報とともに、感染症発生動向調査のいわば車の両輪として位置づけられています。そのため、環境保健センターに設置している山口県感染症情報センターにおいては、病原体等に関する情報収集だけでなく、患者情報及び病原体情報を迅速かつ総合的に分析し、公表していきます。

4 関係機関及び関係団体との連携

病原体等の情報収集に当たっては、県医師会等の医療関係団体や医療機関等と連携を図りながら進めていきます。

また、特別な技術が必要とされる検査については、環境保健センターが国立感染症研究所、国立国際医療研究センター、大学等と相互に連携を図っていきます。

第八 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

1 基本的な考え方

新たな感染症対策に対応できる知見を有する人材の必要性が高まっていることを踏まえ、県、医師会等の医療関係団体、医療関係職種の養成機関等においては、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の確保、養成を行うことが必要です。

2 人材の養成

- (1) 県及び下関市は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症に関する研修会に、健康福祉センター等及び環境保健センターの職員を積極的に派遣するとともに、感染症に関する講習会等を開催すること等により、健康福祉センター等の職員に対する研修の充実を図っていきます。
- (2) また、県及び下関市は、関係機関及び関係団体等が実施する講習会等へ、職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用等に努めていきます。
- (3) 感染症指定医療機関においては、その勤務する医師等の能力の向上のための研修等を実施するとともに、医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修の実施に努めていきます。
- (4) 県においては、医療機関に勤務する医師等の的確な対応を図るため、感染症情報を周知するとともに、関連する研修会等への参加を促進していきます。

第九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに患者等の人権の尊重に関する事項

1 基本的な考え方

- (1) 県及び市町は、適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが、医師等においては、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが、県民においては、感染症の予防について正しい知識を持ち、自ら予防するとともに、患者等が差別や偏見を受けないように配慮していくことが重要です。
- (2) 感染症対策の実施に当たっては、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重することが必要です。
また、感染症に関する個人情報の保護には、十分に留意することが必要です。

2 啓発及び知識の普及並びに人権の尊重

- (1) 県は、感染症の発生予防及びまん延防止のため、また、診療、修学、就業、交通機関の利用等において、患者等への差別や偏見を排除するため、パンフレット等の作成、キャンペーンや各種研修会の実施等、あらゆる機会を通じて、正しい知識の普及に努めるとともに、相談機能の充実等、住民に身近なサービスの充実に努めていきます。
また、県民に対して的確な情報提供を行うため、平時から報道機関との連携を密接に行う等、連絡体制の整備に努めていきます。
特に、健康福祉センター等は、地域における感染症対策の中核機関として、感染症についての情報提供、相談等を推進していきます。
- (2) 法は、県内に居住し又は滞在する外国人についても同様に適用されるため、健康福祉センター等の窓口で、感染症の予防等について外国語で説明したパンフレットを備えておく等の取組を行っていきます。
- (3) 感染症に関する個人情報の流出防止のため、医療機関を含む関係機関の職員に対して、情報の保護に関する意識の高揚を図るとともに、適切な指導を行う等その徹底を図っていきます。